

2017.1.10

環境文明 21 共同代表

藤村 コノエ

環境政策形成への NGO の参加の有効性について ~東京環境確保条例の事例から~

- (1) 2007 年、東京都は、現在及び将来の都民の健康で安全且つ快適な生活環境に支障を及ぼす問題である気候変動の危機を回避し東京を低炭素型都市へ移行させるため、これまで以上に地球温暖化の対策の推進を図るための規定の整備を目的とした環境確保条例の改正に着手した。
- (2) 条例改正案は、知事のリーダーシップのもとに行政主導で作成され、その審議も行政主導で行われたが、政策課題設定段階から立案の早期段階では、環境 NPO が多くの情報と知識と労力を提供した。また立案段階である審議会では専門家として、ステークホルダー・ミーティングでは活動団体の立場から参加し、積極的な意見を提出した。その結果、改正内容は温暖化対策としては国に先んじた画期的な政策を打ち出すことができ、その中には環境 NPO が再三にわたり国に対して行っている排出量取引などの提案が盛り込まれることとなった。
- (3) 東京都で先駆的な政策が可能となった最大の要因は、温暖化政策に消極的な鉄鋼・電力などのエネルギー多消費型産業が東京都には少ないという産業構造、エネルギー消費構造によるところが大きい。
- (4) その一方で東京都は、都としての明確な方向性を示した上で、政策審議と利害調整が渾然一体として行なわれている国の審議会とは異なり、審議会は専門家による政策審議の場として明確に位置づけ、これとは別に利害関係者が意見交換を行う場としてステークホルダー・ミーティングを設けるなどして、政策形成過程の透明化をはかり、裏での利害調整を一切行わないなど、政策形成過程の改善を行ったことが改正を可能にした大きな要因である。
- (5) さらに、政策課題設定の初期段階での環境 NPO との意見交換が政策の芽を生むといったこれまでの成功体験から、専門性や海外の先端情報を持つ環境 NPO の有効性を今回も認め、その能力を大いに活用し、科学的議論によって政策議論を進めていったことも改正を成しえた要因の一つである。
- (6) 環境政策設定段階では、専門性や先駆性、情報収集力に優れた環境 NPO との議論を通じて政策の方向性を見定める、立案段階では審議会等の委員として研究者とは異なる視点からの専門的アドバイスを受け政策の多様化と深化を図る、またステークホルダー・ミーティングでは活動団体としての意見を求め政策の実効性と浸透性を高めるなど、環境 NPO と適度な緊張関係を持ちつつ、連携して政策形成に取り組み、条例改正にこぎ

資料 3-1

つけた本事例は、これまでの行政主導の閉鎖的政策形成過程に替わる新しい形態として注目され、国の政策形成過程でも検討されるべき手法である。

東京都環境確保条例会改正の経緯

年月日	開催内容
2006.5.30	東京都が環境審議会に対して「東京都環境基本計画の改定のあり方」について諮問
2007.5.31	環境審議会「環境基本計画のあり方について（中間のまとめ）」提出 都知事が環境審議会に対して「環境確保条例の改正について」諮問、環境確保条例改正特別部会を設置
6	「東京都気候変動対策方針」策定、公表
7.24	「東京都気候変動対策方針」に関するステークホルダー・ミーティング（1回）
8.2	東京都環境確保条例改正特別部会（1回）
0.16	同 特別部会分科会（1回）
0.25	ステークホルダー・ミーティング（2回）
11.7	環境確保条例改正特別部会分科会（2回）
11.19	同 分科会（3回）
12.3	環境確保条例改正特別部会（2回）
	中間まとめ（案）の提示
12.21	審議会総会、改正案中間まとめ（案）審議
12.26 ~ 2008.1.25	パブリックコメントの実施
1.17	ステークホルダー・ミーティング（3回）
2.29	環境確保条例改正特別部会（3回）、環境審議会
3.28.	環境審議会、改正案について答申
6.25	環境確保条例改正案、都議会において可決

（作成：藤村コノエ）